

## 個別に品質表示基準が定められている加工食品

乾めん類	*チルドハンバーグステーキ	レトルトパウチ食品
*即席めん類	*チルドミートボール	*食用植物油脂
*生タイプ即席めん	*チルドぎょうざ類	*みそ
パン類	畜産物缶詰及び瓶詰	*風味調味料
*マカロニ類	煮干魚類	*乾燥スープ
農産物缶詰及び瓶詰	風味かまぼこ	*ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料
農産物漬物	*特殊包装かまぼこ類	*食酢
*凍豆腐	*うに加工品	*しょうゆ
*トマト加工品	*うにあえもの	*ウスターーソース類
*乾しいたけ	*削りぶし	*めん類等用つけ
ジャム類	*魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	*マーガリン類
*ハム類	*乾燥わかめ	*にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
*ベーコン類	*塩蔵わかめ	炭酸飲料
*プレスハム	うなぎ加工品	果実飲料
*混合プレスハム	調理食品缶詰及び瓶詰	*豆乳類
*ソーセージ	調理冷凍食品	
*混合ソーセージ	野菜冷凍食品	

★加工食品の名称の表示は、最もよく表す名称を記載してください。ただし、個別の品質表示基準が定められている加工食品のうち「\*」の付いた加工食品以外のものについては、その品質表示基準で定められた名称以外を記載することはできません。

### 加工食品に表示を行う人は製造業者、加工包装業者又は輸入業者です。

販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合は、当該販売業者に表示義務があります。



### 次にあげる場合は、品質表示の一部を省略できます。

★飲食料品を製造若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合、又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合は、加工食品に表示するべき事項を表示する必要がありません。

★次にあげるものについては、それぞれ明記している表示項目を省略できます。

- ①容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下のもの…原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名を省略できます。
- ②原材料が1種類のみであるもの(缶詰、食肉製品を除く。)…原材料名を省略できます。
- ③常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないもの…保存方法を省略できます。
- ④内容量を外見上容易に識別できるもの  
(特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条の特定商品を除く。)…内容量を省略できます。
- ⑤品質の変化が極めて少ないもので、次にあげるもの…賞味期限及び保存方法を省略できます。



でん粉、チューインガム及び冷菓、砂糖、アイスクリーム類、食塩及びうまみ調味料、飲料水及び清涼飲料水(ガラス瓶入りのもの(紙栓を付けたものを除く。)又はポリエチレン製容器入りのものに限る。)並びに氷

★以上の場合も、任意で表示する内容について、表示禁止事項に該当する表示を行うことはできません。

## 加工食品の品質表示Q&A

**Q 加工食品品質表示基準第4条第2項第3号の「表示可能面積」とは、ラベル面積若しくは容器面積のどちらですか。**

**A** 表示事項を記載しても判読困難な部分を除いた容器又は包装の表面積をいい、ラベルの面積ではありません。



**Q 業務用加工食品に、JAS法に基づく表示は必要ですか。**

**A** 業務用加工食品についても、外食やインストア加工のみに使用されることが確実な場合を除いて、JAS法に基づく表示が必要です。なお、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。

**Q 輸入品とはどのような製品をさしますか。また、表示の義務を負うのは誰ですか。**

**A** 輸入品とは、

- ①容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品(製品輸入)
- ②バルクの状態で輸入されたものを、国内で小分けし、容器包装した製品
- ③製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ④その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品を指します。

表示義務は、製品輸入したものについては輸入者に表示義務があります。この場合の輸入者とは、輸入した製品の表示内容について日本国内で責任を持つ者となります。

また、②のようにバルクの状態で輸入されたものを国内で小分け包装した場合は、小分け包装した者に表示義務があります。又、販売業者が当該製品の表示内容に責任を持つ旨合意がなされている場合には、当該販売業者が表示義務者となることもできます。ただし、この場合、食品衛生法に従い、別途加工者又は製造者の所在地及び氏名も記載することが必要です。



**Q A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を甲社自らが加工せずに最終包装し販売した場合の表示方法を教えてください。**

**A** 当該製品は国内で甲社がバルク製品を小分けし最終包装していますが、単に小分け包装した場合は製品の内容を実質的に変更する行為に当たらないので、原産国としてA国の表示をする必要があります。

**(表示例)**

名 称	うなぎ蒲焼
原材料名	うなぎ、しょうゆ、砂糖、ぶどう糖果糖液糖、発酵調味料(米、食塩)、水飴、澱粉、うなぎエキス、酒清、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル・アノマー)、増粘多糖類(原材料の一部に小麦、大豆を含む)
内 容 量	2尾
賞味期限	平成XX年XX月XX日
保存方法	10℃以下で保存してください
原産国名	A国
加工 者	甲社 XX県XX市XX町XX-×

Q 「輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

A 1.原産国とは、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」に規定しているおり、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。この場合において、次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれません。

- ①商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
- ②商品を容器に詰め、又は包装すること
- ③商品を単に詰合せ、又は組合わせること
- ④簡単な部品の組立をすること

以上に加え、関税法基本通達では、

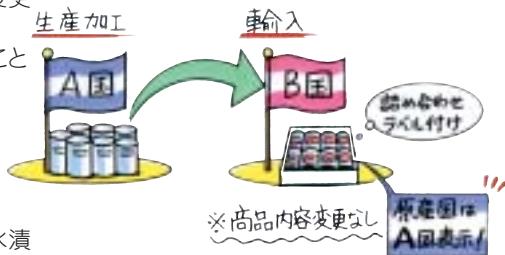
- ⑤単なる切断
- ⑥輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け、その他これに類する行為
- ⑦単なる混合

についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれていない旨が明記されています。

2.このため、輸入された製品について上記①から⑦に該当する行為を国内で行った場合であっても、当該製品は、JAS法に基づき、製品輸入した製品と同様に、「実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

3.なお、輸入品である加工食品について、基本的には「その内容について実質的な変更をもたらす行為」が最後に行われた国が原産国となる場合が多いですが、製品の製造工程が2カ国以上にわたる場合において、当該商品の重要な構成要素が複数あり、そのいずれの部分も重要性に優劣が付けられない場合、又は商品の重要な製造工程が複数あり、そのいずれの工程も重要性に優劣が付けられない場合であって、それらが別々の国で行われるときには、消費者の誤認を惹起しないよう、それらの国を全て原産国として表示する必要があります。

(どのような場合に複数の原産国表示が必要になるかは公正取引委員会にご照会ください。)



Q 内容量を外見上容易に識別できるとは具体的にはどのような状態のことですか。

A 内容量を容器又は包装を開けなくても外から容易に判断することができる場合をいい、例えば塩鮭であれば「三切れ」等内容数量が容易に判別できる場合をいいます。

Q 対面販売で弁当、惣菜を販売している場合であって、繁忙時に備えてあらかじめ容器に入れている場合は、加工食品品質基準に基づく表示が必要なのですか。

A 繁忙時に備えてあらかじめその日の販売見込み量を容器に入れておくことは、客の注文に応じて容器に入れる範囲と考えられるので、加工食品品質表示基準に基づく表示の必要はありません。



Q 平成16年9月の加工食品品質表示基準改正の概要を教えてください。

- A 1.加工食品には実質的な加工がなされた地域(加工地)を製品の原産地として表示することができますが、なかには、あたかも原料の原産地であるかのように加工地を強調する表示が見られ、このような場合、消費者の誤認を招くおそれがありました。
- 2.さらに、生鮮食品の原産地表示が平成12年7月から義務づけられている一方で、これらを少し加工した加工食品には、原料の原産地表示が義務づけられていないという点も問題視されてきました。
- 3.このため、平成16年9月に加工食品品質表示基準が改正され、①加工食品全般について、産地名が加工地を示すのか原料の産地を示すのか不明確な表示は禁止されるとともに、②生鮮食品に近い20の加工食品群に原料原産地表示が義務付けられることとなりました。



Q 表示禁止事項として明記された「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」とは具体的にはどのような表示ですか。

- A 例えば、「沼津産」と強調表示がされたあじの開きがあった場合、「沼津」が加工地なのか原料原産地なのか不明確であり、消費者は強調表示をみて「沼津」が原料原産地であると誤認する可能性があります。このような強調表示が「原産地名の意味を誤認させるような表示」に該当します。このような場合に、原料原産地がA国であるならば、加工地:沼津、原料原産地:A国と区別して明記する等により、それぞれの産地名の意味が明確に分かるように表示を行うことが必要です。

《例:産地を表示する場合、加工地なのか原料原産地なのか分かるように明確に表示》

(商品表面)

沼津産  
あじの開き

↓  
改善

(改善表示例)

(1) 加工地、原料原産地名を明記

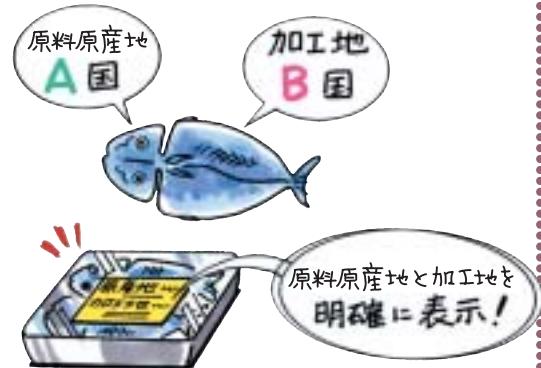
あじの開き  
加工地:沼津  
原料原産地:A国

(一括表示欄)

名称	あじの開き
原材料名	真あじ(A国産)、食塩
内容量	1尾
消費期限	平成XX年XX月XX日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	XX株式会社 XX県XX市XX町X-×

(2) 沼津は加工地である旨を明記

あじの開き  
(沼津加工)



(3) 産地名に関する強調表示を行わない

あじの開き

Q 第3条を「義務表示事項」とし「一括して」の文言を削除したのはなぜですか。

- A ①加工食品については、これまで第3条に規定されている義務表示事項を別記様式に従って一括して表示することが義務づけられていました。しかしながら、様々な容器包装形態が存在する中、一律の表示様式ではかえってわかりにくい場合がありました。
- ②このため、第3条は「義務表示事項」を示すこととして、第3条中の「一括して」の文言を削除し、表示方法を規定する第4条において、わかりやすく一括して表示する場合には、別記様式以外の様式であってもJAS法上の表示様式として認める旨の規定を新設しました。

Q これからは別記様式に従った表示を行わなくても良いのですか。

- A 1.これからも別記様式による表示が基本となります。
- 2.別記様式以外の方法で表示を行うことができるのは、  
①スーパーなど販売店で小分けするなどの際に、価格などを表示するシール（いわゆるプライスラベル）に一括してわかりやすく表示する場合
- ②容器包装の形態などから、別記様式による表示が困難であり、消費者にとってわかりやすいよう工夫して表示する場合などの場合に限ります。
- 3.なお、当然のことながら、別記様式による表示が困難な場合であっても、義務表示事項については、別記様式による表示と同等程度に見やすく一括して表示することが必要です。表示に当たっては、このQ&A等を参考にしながら、消費者にとってよりわかりやすいものとなるよう工夫してください。



Q 複数の表示事項を別途記載することはできますか。

- A 1.原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限及び保存方法については、一括表示部分に表示することがどうしても困難な場合には、記載箇所を一括表示部分に表示すれば、他の箇所に記載することが可能です。
- 2.表示事項は、消費者にわかりやすく、一括して表示してあることが基本であり、やむを得ない事情により他の箇所に記載する際には、  
①「商品表面上部に記載」、「本面右下に記載」のように、記載箇所を一括表示部分に明確に表示すること  
②複数の表示事項を別途記載する場合には、それらがバラバラにならないよう出来るだけまとめて表示すること  
③背景と対照的な色を使う、大きな文字で印字するなど、明瞭に識別できる方法で表示することが必要です。

Q 製造者等の電話番号、FAX番号、メールアドレスやホームページアドレスを別記様式枠内に記載することができますか。

- A 1.これらの表示は義務表示事項ではありませんが、消費者にとって重要な情報であり適切な表示事項であると考えられますので別記様式枠内に表示することが可能です。この他にも、お客様問合わせ先、開封後の取扱いなどは、別記様式枠内に記載することができます。  
2.ただし、商品の説明書き、宣伝文句などは義務表示事項が見づらくなりますので、別記様式枠内に表示することはできません。

(表示例)

名 称	
原 材 料 名	
内 容 量	
賞 味 期 限	
保 存 方 法	
製 造 者	
お客様ダイヤル	(〇〇〇)〇〇〇-0120
当社HPアドレス	http://www.XXXXXX

Q 商品名をもって、名称に代えることはできますか。

- A 一般的名称を商品名として使用している場合には、当該商品名をもってJAS法上の名称の表示がなされているものとみなします。  
したがってこの場合には一括表示部分における名称の表示は省略することが可能です。

(表示例)



Q 商品名が一般的な名称ではない場合一般的な名称を商品名に併記すれば一括表示部分の名称を省略することができますか。

- A 1.商品名に近接した箇所に一般的な名称を明瞭に表示する場合には、一括表示部分における名称の表示を省略することができます。  
2.この場合一般的な名称を商品名に比べて著しく小さく表示するなどの方法は、は、消費者に誤認を与える可能性があることから認められません。

(表示例)

〈主要面〉	〈一括表示部分〉
原材料名	xxxxxxxx
内 容 量	xxxg
賞味期限	平成XX年XX月XX日
保存方法	xxxxxxxxxx
製 造 者	xxxxxx

ポテチ〇〇  
(スナック菓子)

Q どのような場合に、一括表示部分の内容量の表示を省略することができますか。

- A 1.内容量については、「〇〇g」、「〇〇ml」のように単位を明記して商品の主要面の目立つ位置に、その商品の一般的な名称と同じ視野に入るように記載する場合に一括表示部分の内容量の表示内容量という項目名ごとを省略することができます。  
ただし内容量を大きな袋の隅に小さく記載するなど主要面での表示が明瞭でない場合には、一括表示部分の内容量の表示は省略できません。
- 2.また商品名が一般的な名称とは認められず名称に代えることができない場合には、内容量が商品の主要面に記載されていても、名称と同じ面に表示しているとは認められませんので、一括表示部分に名称とともに内容量の記載が必要です。

(名称、内容量の省略の可否の整理)

主要面への記載	一括表示部分への記載省略の可否	
	名称	内容量
名称+内容量を主要面に記載	可	可
名称のみ主要面に記載	可	不可
内容量のみ主要面に記載 (商品名が名称に代えることができない場合も同じ)	不可	不可